

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

◇ 告示

- 新たに行なう土地改良事業の認可
- 土地改良区の役員の就任及び退任
- 道路位置の指定
- 県道の路線認定
- 県道の路線廃止
- 県道の路線変更
- 道路区域の決定
- 道路区域の変更
- 道路の供用の開始
- 建設省直轄工事に伴う道路区域の変更
- 医療機関の指定
- 臨時教育委員会の招集

告 示

◇ 教委告示

- 鳥取県告示第三十九号
- 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八
条第十項の規定により、新開土地改良区から次のとおり
役員が就任及び退任した旨の届出があつたので、同条第
- 昭和三十六年十一月十五日付けで本高土地改良区から
申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（溜池改良）
事業については、審査の結果、その計画を適當と認めた
ので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第
四十八条第三項において準用する同法第八条の規定によ
り、次のように土地改良事業計画書の写を縦覽に供する。
- 昭和三十七年一月二十三日
- 鳥取県知事 石破 二朗

一 縦 覧 期 間

昭和三十七年一月二十三日から二十日間とする。

二 縦 覧 場 所

鳥取市本高 本高土地改良区事務所

00367

3 昭和37年1月23日 火曜日 鳥取県公報 第3293号 (第3種郵便物認可)

整理番号	路線名	申請人の住所氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
183	182 伯耆大山停車場線	鳥取市古市二三三の二 田中みき	鳥取市古市字卯つ木藪一三の二 一三の五の一部 一三の二地先水路敷 字樋の向一四六地先農道敷 字卯つ木藪一三の九の一部	幅員 四メートル 延長 四七、八メートル
上井停車場線	鳥取県知事 石破二朗	鳥取市吉津村大字日吉津 米子市伯耆大山停車場	起 点 終点	重要な経過地

鳥取県告示第四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。
その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和三十七年一月二十三日

00366

昭和37年1月23日 火曜日 鳥取県公報 第3293号 (第3種郵便物認可) 2

十一項の規定により告示する。

昭和三十七年一月二十三日

鳥取県知事 石破二朗

退任した役員の氏名及び住所

理事 米本英雄 東伯郡北条町大字江北

山崎辰巳

山下辰巳

磯江豊

磯江美彰

門脇金藏

門脇幸太郎

北野忠三

監事 石川秀臣

秋田一男

就任した役員の氏名及び住所

理事 山崎嘗東伯郡北条町大字江北

岡薰

就任した役員の氏名及び住所

理事 山崎嘗東伯郡北条町大字江北

岡薰

鳥取県告示第四十号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）

第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十七年一月十六日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十七年一月二十三日

鳥取県知事 石破二朗

昭和三十五年三月三十一日通常総会において総選挙の結果当選し四月一日就任、任期二年

監事 石川秀臣 東伯郡北条町大字江北

綾女実雄

山下辰巳

磯江美彰

門脇金藏

門脇幸太郎

北野忠三

監事 石川秀臣

秋田一男

就任した役員の氏名及び住所

理事 山崎嘗東伯郡北条町大字江北

岡薰

就任した役員の氏名及び住所

理事 山崎嘗東伯郡北条町大字江北

岡薰

山下辰巳

磯江美彰

米本英雄

鳥取県告示第四十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十条第一項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和三十七年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

整理番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
65	泊停車場線 (一国) 九号線接合点 (東伯郡泊村)	東伯郡泊村泊停車場	(東伯郡泊村)	

鳥取県告示第四十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十条第二項の規定に基づき、次のように県道の路線を変更する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和三十七年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

整理番号	旧新別	路線名	終点	重要な経過地
108	新 旧	加茂町生原線	米子市皆生	

鳥取県告示第四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和三十七年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

県道	道路の種類	路線名	区間	敷地の巾員 メートル	延長 メートル	備考
上井停車場線	日吉津線	西伯郡日吉津村大字日吉津字浜田から 米子市蚊屋伯耆大山停車場まで	五、〇 六、五 一、八九四	二三、〇 二二、〇 一三三	六〇、〇	
倉吉市上井停車場	上井狭間	まで	から	二二、〇	一三三	

鳥取県告示第四十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において、この告示の日から八月間一般の縦覧に供する。

昭和三十七年一月二十三日

鳥取県知事 石破 二朗

(第3種郵便物) 6
公報 第3293号 (認)

00370

昭和三十七年一月二十三日 火曜日 鳥取県公報 第3293号 (認)

(第3種郵便物) 6
公報 第3293号 (認)

種道 路 類 の 路 線 名	区	間	区分	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
一級國道	九号線		新	旧	新	旧
県道 泊港線	東伯郡泊村字種ヶ谷一一の先 から まで	倉吉市八屋字中河原三一四の一の先 から まで	新	旧	三、五 一〇、一七〇 一〇、一七〇	一、二〇〇
	上井字小泓六〇の二一の先 から まで	上井字小泓六〇の二一の先 から まで	新	旧	四、六 一、二六一 一、二六一	一、一〇〇
			新	旧	五 一、八三三 一、八三三	
			新	旧	倉吉市反井字由田 五反井字由田 上井字市	
			新	旧	倉吉市反井字由田 五反井字由田 上井字市	

区	間	区分	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
新	旧	新	旧	新	旧
東伯郡泊村一五七一の先 から まで	大字園字南屋敷一一四の三の先 まで	新	旧	四、五 一、二八〇 一、二八〇	一、二〇〇
	大字泊字南屋敷七四七の先 から まで	新	旧	一 一	
		新	旧	一 一	
		新	旧	一 一	

(第3種郵便物)
(認)

鳥取県告示第四十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において、この告示の日から八月間一般の縦覧に供する。

昭和三十七年一月二十三日

鳥取県知事 石破 二朗

00371

昭和三十七年一月二十三日 火曜日 鳥取県公報 第3293号

路 線 名	共 用 開 始 の 区 間	石 破 二 朗	供 用 開 始 の 期 日
九 号 線	東伯郡泊村字種ヶ谷から 字南屋敷まで	新	昭和三十七年一月二十三日
伯耆大山停車場線	西伯郡日吉津村大字日吉津字浜田から 米子市牧屋伯耆大山停車場まで	新	昭和三十七年一月二十三日
上井停車場線	倉吉市上井停車場から 上井狭間まで	新	昭和三十七年一月二十三日

00373

9 昭和37年1月23日 火曜日 鳥取県公報 第3293号 (第3種郵便物記)

鳥取県告示第四十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により医療機関を次のとおり指定した。

昭和三十七年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗
指定年月日 名称 所 在 地 管轄保健所

昭和三十六年 小鹿 東伯郡三朝町大字倉吉
十二月二十五日 診療所 東小鹿五六〇の三

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十七年一月二十三日

鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦

一日時 昭和三十七年一月二十四日午後一時
二場所 鳥取市西町

鳥取県教育委員会 会議室

00372

昭和37年1月23日 火曜日 鳥取県公報 第3293号 (第3種郵便物記) 8

鳥取県告示第四十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十七条第一項及び同法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十九条第一項の規定により、中国地方建設局長が道路の区域を変更したから同法第十八条第一項の規定に基づき次のように告示する。

その関係図面は、この告示の日から一月間鳥取県土木部道路課及び建設省中国地方建設局倉吉工事事務所において一般の縦覧に供する。

昭和三十七年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類 一級国道
路線名 九号線

区	間	区分	敷地 (メートル)	地員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
東伯郡大栄町大字東園字東天神白	二一八の一の先から	旧	五、〇一四、三	二、四六〇		
大字六尾字夢路	二一四の四の先まで	新	八五、〇一四、三	二、四六〇		
			五、三三	二、四六〇		
			八五、〇一四、三	ダブルウエイ		
			五、三三	二、四六〇		
			八五、〇一四、三	二、四六〇		